○大阪府議会個人情報の安全管理に関する基本方針

（平成27年12月28日 策定）

（令和５年４月１日　一部改正）

第１　個人情報の保護に関する考え方

大阪府議会では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年大阪府条例第81号）等に基づき、府議会が保有する個人情報の適切な管理を行うため、個人情報の管理体制、管理要綱等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じる。

第２　個人情報の保護方針

個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報を適正に取り扱う。

１　法令等の遵守

個人情報について、法令等を遵守し、適正に取り扱う。

特に、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報については、番号法において、利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置が規定されており、同法を遵守するとともに、その取扱いにあっては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第６号）等を遵守する。

　２　安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

３　適正な保有、利用、提供及び廃棄

　　　個人情報は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のための必要な範囲内で、適正に保有、利用及び提供を行う。また、不要となった個人情報は、所定の手続に則り、速やかに廃棄する。

　　　特に、特定個人情報にあっては、番号法において収集、保管、利用及び提供ができる場合が限定されており、同法に基づき収集、保管、利用及び提供を行う。

４　委託及び再委託等

個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先以降を含む。）において、大阪府議会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

５　継続的改善

個人情報の保護に関する安全管理措置等については、継続的に見直し、その改善に努める。

第３　問合せ先

　　　本方針、個人情報の開示請求等についての問合せ先は、議会事務局総務課とする。

　　　各課が保有する又は保有しようとする個人情報に関する問合せ先は、各課とする。